

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	主要農作物種子配付要領
根 拠 条 項	第 3 条 第 2 項
許 認 可 等 の 種 類	原原種配付申請手続き
法令の定め	原原種の譲与等を受けようとする者は、別記第 3 号様式の原原種配付申請書を振興局長等を経由して、知事に提出するものとする。
審 査 基 準	配付した種子の用途が、優良品種の普及に資するものであること、地域農業の振興に資するものであること、または、その他北海道農業の発展に資するものであること。
標準処理期間	総 期 間 申請を受理した日から 2 4 日・丹 (注：休日は含まない ) 経 由 機 関 日・月 ( ) 協 議 機 関 日・月 ( ) 処 分 機 関 申請を受理した日から 2 4 日・丹 (注：休日は含まない )
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号：011-204-5434)
申 請 先	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号：011-204-5434)
備 考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)